業務委託契約書(案)

委託者 双葉町を甲とし、受託者 〇〇〇を乙とし、双葉町コミュニティーセンター改修基本 計画策定業務について、次のとおり契約を締結するものとする。

(業務内容)

第1条 本契約に含む業務の内容は、別に定める双葉町コミュニティーセンター改修基本計画策 定業務仕様書(以下「仕様書」という。)に係る業務とする。

(履行期間)

第2条 本契約の履行期間は、令和5年〇月〇日から令和6年6月28日までとする。

(履行場所)

第3条 本契約の履行場所は、福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西39番地22とする。

(契約金額)

- 第4条 本業務にかかる費用は以下のとおりとする。
 - (1) 契約金額

円

うち、この取引にかかる消費税及び地方消費税額

円

(注) 「取引きに係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、業務価格に 10/110 を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第5条 乙は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、双葉町財務規則(昭和61年 双葉町規則第1号)に基づき契約締結前に納付しなければならない。ただし、双葉町財政規則 第98条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(前金払い)

第6条 乙は、公共工事の前金払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4号に規定する保証事業会社と契約書記載の履行期間を保証期間とし、同条第5項に規定する保証契約を締結して、甲に対して業務委託料の前払いを請求することができる。ただし、その額は業務委託料の10分の3以内の範囲で甲と乙が協議して定めることとする。

(検査及び引渡し)

- 第7条 乙は、本業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して完了報告書に仕様書に定める成果 物を添え提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に、提出された成果物について検査を行わなければならない。

- 3 前項の検査結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該 補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 4 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届を提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

- 第8条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って契約金額の支払いの請求をすることができる。
- 2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものと する。

(準拠法)

第9条 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

(準拠法令等)

- 第10条 本業務の実施に当たり、仕様書によるほか以下に記載する関係法令等に準拠して実施 するものとする。
 - (1) 双葉町個人情報保護条例
 - (2) 双葉町財務規則
 - (3) その他、関係法令・通知等

(監督員)

- 第11条 甲は、業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員をおくことができる。
- 2 甲は、前項により監督員をおいたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。
- 3 監督員は、本業務を実施するに当たり、必要な監督を行い、乙の第13条に規定する担当技 術者及び管理技術者と密接な連絡を取り、指示を与える等の職務を行う。

(業務状況の報告)

第12条 甲は、乙に対し必要に応じて業務の進行状況について報告させることができるものとする。なお、乙は甲に業務の進行状況について報告を求められた場合、速やかに報告しなければならない。

(業務計画及び提出書類)

- 第13条 乙は、業務に先立ち、業務全体の計画を立案するとともに、以下の書類を提出しなければならない。
 - (1) 担当技術者及び管理技術者届
 - (2) 業務着手届
 - (3) 業務実施計画書
 - (4) その他甲の指示するもの
- 2 乙は、前項の事項において変更が必要なときはすみやかに変更届を提出し、その都度甲の承

認を得なければならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第14条 乙は、この契約の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分その他主体的部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の 承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、甲が仕様 書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではな い。

(知的財産権の取扱い)

- 第15条 本業務の実施の過程で生じた発明その他の知的財産権又はノウハウ等(次条の対象となる著作権を除く。以下、併せて「発明等」という。)が、甲又は乙のいずれか一方のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他知的財産権(特許その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。))、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者との間で特許法(昭和34年法律第121号)第35条に基づく特許権の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙が従前から有していた特許権等を本業務に利用した場合又は前項により乙に帰属する特許 権等が本業務に利用された場合、乙は甲に対して本契約に基づき本業務で使用するために必要 な範囲における当該特許権等の実施又は利用を許諾する。
- 3 本業務実施の過程で生じた発明等が甲及び乙に属する者の共同で行われた場合、当該発明等 についての特許権等は、甲と乙の共有(持分均等)とする。この場合、甲及び乙は、それぞれ に属する当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要する ことなく、これらを自ら実施又は利用することができる。ただし、これを第三者に実施又は利 用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方の事前の書面に よる同意を要するものとする。
- 5 前各項の定めにかかわらず、本業務の成果物の著作権については、次条の定めによるところ による。

(著作権の帰属)

- 第16条 本業務において作成された成果物(マニュアルその他のドキュメント、各種計画等の著作物を含むがこれらに限られない。)の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する権利をいう。)は、すべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用してはならない。
- 2 乙は、前項の規定に従い成果物を使用する場合には、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、第14条の規定に基づき本業務の一部を第三者に再委託したこと等により、第1項に 定めた成果物の著作権が原始的に第三者に帰属する場合であっても、前項の定めに従い、甲に 帰属しなければならない。

(著作者人格権)

- 第17条 乙は、甲に対し、本業務の成果物に関する著作者人格権(著作権法第18条又は第20条に規定する権利をいう。)を一切行使しないものとする。
- 2 乙は、著作者人格権が、乙又は乙の各構成員の従業員若しくは第14条の規定に基づき本業務の一部が第三者に再委託された場合の当該第三者或いはその従業員に帰属する場合には、これらの者が甲に対して著作者人格権を行使しないようにしなければならない。

(権利侵害に関する保証)

第18条 乙は、本業務が第三者の特許権、実用新案権、著作権、著作者人格権、営業秘密その他の知的財産権を侵害したことを理由とし、甲に対して訴訟の提起又はその他の紛争が発生した場合、かかる訴訟及び紛争(以下「クレーム」という。)を防御し、これにつき発生する一切の責任及び費用(合理的な弁護士費用含む。)につき甲を補償し、かつ、甲が一切の不利益を受けないようにしなければならない。ただし、甲が乙にクレームの発生から30日以内に通知し、防御及び全ての関連する解決に関する交渉を乙が行うのに必要な援助、情報、権限を乙に与えた場合に限る。

(秘密の保持)

- 第19条 乙は、本契約履行に関連して甲から提供された情報または資料であって、秘密である と明確に指定されたものについては、当該情報を他の目的に利用し、本業務の遂行に必要な範 囲を越えて利用し、または第三者若しくは本業務遂行に携わる人員以外の乙の使用人に開示・ 漏洩してはならない。
- 2 乙は、本契約履行に関連して個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報または資料については、これを秘密 として取扱う必要はないものとする。
 - (1) 一般に入手できるもの
 - (2) 乙が既に保有しているもの
 - (3) 乙が本契約外で独自に開発したもの
 - (4) **乙が第三者から適法に入手したもの**
- 4 本条の規定は、本契約が解除等により終了した後も有効に存続するものとする。

(情報セキュリティの遵守)

第20条 乙は、本契約を履行するに当たり、意図しない操作、故意の不正アクセスまたは不正 操作によるデータやプログラムの持ち出し・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難及び規 程外の端末接続によるデータ漏洩等が起こらぬよう、情報セキュリティを遵守するものとする。

(情報セキュリティの運用状況の検査)

第21条 乙は、本契約を履行するに当たり、甲による情報セキュリティの運用状況の検査が行われる場合、これに応じるものとする。

(情報セキュリティ及び個人情報保護の意識の啓発及び教育)

第22条 乙は、本契約を履行するに当たり、業務に従事する者に対して情報セキュリティ及び 個人情報保護の意識の啓発及び教育を行うものとする。

(事故の処理)

- 第23条 本業務実施中において、乙の責により生じた事故及び第三者に与えた損害は、直接損害金額の範囲内において、乙が損害賠償を行うものとする。
- 2 前項の規定に基づく、損害賠償の発生有無に関わらず、事故等が発生した場合には、乙はその原因及び処理について甲に対し速やかに報告するものとする。

(乙の帰責事由による契約解除)

- 第24条 甲は、本契約履行中に著しい怠慢または契約内容の不履行があった場合、本契約を解除することができるものとする。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したことが判明したときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時、契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる とき。
 - (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(中途解約)

- 第25条 甲が契約期間中に本契約の全部の解約を希望する場合、甲は解約する1ヶ月前までに 書面により解約を申し出ることができるものとする。
- 2 前項の規定による甲からの解約の申し出の結果、本契約の全部を解約することとなった場合、 乙は、日割り計算を行わず、残余の期間に対応する業務価格に相当する額を翌月5営業日まで に請求し、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(契約の変更)

第26条 甲は、経済事情の変動その他やむを得ない事情により、本契約を変更しようとすると きは、その理由を記載した書面により乙に申し出ることとし、契約の変更を必要とするときは 甲及び乙による協議のうえ変更することとする。

(損害賠償)

- 第27条 甲及び乙は、本契約に明示的に規定する場合を除き、本契約の履行に関し相手方に損害を与えたときは、甲及び乙によるその損害額等について協議の上、現実に生じた通常の損害賠償金額の範囲において、賠償責任を負うものとする。ただし、当事者の責めに帰すことができない事由から生じた損害については、賠償責任を負わないものとする。
- 2 前項の規定に基づく事故等が発生した場合には、損害賠償の発生有無に関わらず、乙はその 原因及び処理について甲に対し速やかに報告するものとする。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

- 第28条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに業務を完了できない場合において、 当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を 延長することができる。
- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長しようとするときは、その旨を乙に通知するととも に当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとす る。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限(第26条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする。)から延長後の履行期限までの日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。)とする。
- 4 甲の責めに帰すべき事項により、第8条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れたときは、契約金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いの請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年 当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(契約不適合)

第29条 乙は、本業務完了後1年以内に乙の責に帰すべき事由に基づく契約不適合が発見された場合は、当該契約不適合を無償で補修するものとする。本業務に関して、乙が本業務完了後に甲に対して負う責任は本条に定めた範囲に限られるものとする。

(疑義解釈)

- 第30条 本契約に規定のない事項及び本契約条項のうち疑義のある事項は、甲及び乙双方で協議し、円満に解決をはかるものとする。
- 2 甲及び乙双方により協議を行った場合、乙は、これに対する協議録を5日以内に作成しなければならない。また、作成された協議録は甲に対し電子データにより提出することとする。

(合意管轄)

第31条 前条による協議によってもなお本契約にかかわる紛争が解決できない場合は、福島地 方裁判所いわき支部を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を解決するものとする。 本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 5年 ○月 ○日

甲(委託者) 住所 福島県双葉郡双葉町長塚字町西73番地4

名称 福島県双葉郡双葉町 氏名 双葉町長 伊澤 史朗

乙(受託者) 住所 〇〇〇

名称 ○○○

氏名 〇〇〇